

青森県報

第三千二百八十号

平成二十二年
八月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

公 告

平成二十三年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争

入札……………(県民生活課) ……一

種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……三

人事委員会

人事委員会規則七 九八(家畜診療手当)の一部を改正す

る規則……………(職員課) ……三

告 示

青森県告示第五百六十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十二条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字小田野沢字南通九二 川口 陽二	白糠区域及び小	小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七 二本柳 勝	白糠区域及び小	小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八の一七 中川 善文	深浦区域	総トン数十トン以上の漁船により行う漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三三四の三 竹越 せつ	深浦区域	総トン数十トン以上の漁船により行う漁業

公 告

平成二十三年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 業務名 平成二十三年度刊行『青森県史 資料編 中世3 北奥関係資料』制作業務

- 業務内容 入札説明書による。

- 履行期限 平成二十四年三月三十一日

- 納入場所 青森県環境生活部県民生活文化課分室(県史編さんグループ)

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

三 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

電話 〇一七 七三四 九三三九

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

(二) 日時

平成二十二年九月一日 午前十時

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟八階A会議室

2 日時 平成二十二年九月十四日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、平成二十二年種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告する。

平成二十二年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 時 間	所 在 地	会 場
平成二十二年九月十七日（金）	午前九時から午後五時まで	青森市長島一丁目の一	青森県庁南棟八階B会議室

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項

3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事し
ようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙
は、住所地为管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項
を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添
えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習終了証明書の交付

講習終了証明書は、すべての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ
（電話〇一七 七三四 九五二番）へ問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大伸産業

二 代表者の氏名 大川 聖弘

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字稻村二六二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第八四三二号

五 取消年月日 平成二十二年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出
により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す
る。

人事委員会

人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「本務として」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 九八（家畜診療手
当）の規定は、平成二十二年六月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭